

(別紙1)

令和7年度

浄水処理薬品に関する仕様書 (単 価 契 約)

(番 号)

令和7年度 () 第 号

(件 名)

水道用ポリ塩化アルミニウム（携行缶）の単価契約

(場 所)

名張市 上長瀬 ほか 地内

(期 間)

契約日 ～ 令和8年3月31日

1 品 名 ① 水道用ポリ塩化アルミニウム（携行缶）

2 品 質 JWVA K 154 : 2016（水道用ポリ塩化アルミニウム）に適合したものとする。

(1) 基礎的性状

外観	無色～黄味がかった薄い褐色の透明な液体
比重（20℃）	1.19以上
酸化アルミニウム（ Al_2O_3 ）	10.0～11.0%
塩基度	45～65%
pH値（10g/L 溶液）	3.5～5.0
硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）	3.5%以下

(2) 水道法第5条第4項の規定に基づく「水道施設の技術的基準を定める省令」の第1条第16号（別表第1）の基準に適合すること。

(3) 凝集性能が良好であること。

3 契約方法 1缶当たりの単価契約

4 購入規格、予定数量及び納入場所

薬品名	購入規格	予定数量	納入場所
水道用 ポリ塩化アルミニウム	20kg 入り携行缶 （キュービテナー 一も可とする）	133缶	赤目浄水場 （赤目町長坂字沢通り 732-1 他7筆） 長瀬浄水場 （上長瀬字東出 2391）

ただし、原水等の水質状況や処理水量により使用量の変動するため、上記の数量未満でも超過しても同一単価で納入するものとする。

5 納 期 等 上下水道部から指示した日時に指定数量を納入するものとし、いかなる場合でも浄水場の業務に支障をきたさないよう指定期日までに納入すること。

6 そ の 他 契約締結時に、本仕様書の品質に適合していることを確認する証明書を提出すること。証明書は、製品の品質試験結果書、または水道用薬品の認証登録証（写）等の具体的に証明できるものであること。なお、携行缶に詰め替える前の薬品に対する証明書に、携行缶に詰め替えた者がその薬品を使用していることを署名、捺印し、提出することでもよいものとする。

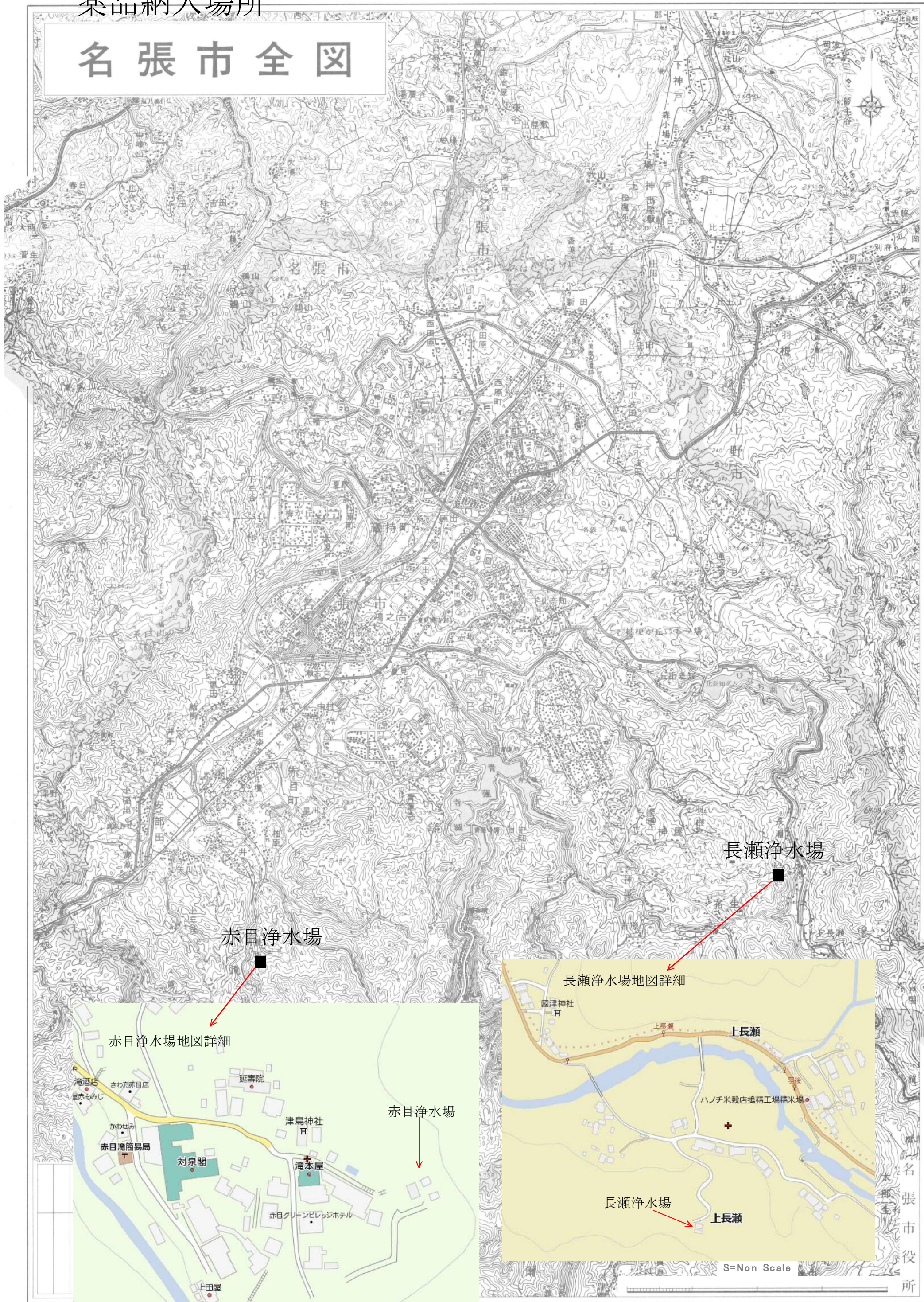
納入場所は無人の施設であるため現場まで直接納入を行うこと。

納入した薬品の携行缶が受注者の携行缶であることが分かるように明示すること。

また、納入した携行缶（キュービテナー）は次回納入時に空き容器を回収することとする。

代金の請求において1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

名張市全図



令和5年度,令和6年度ポリ塩化アルミニウム携行缶納入実績

赤目浄水場

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計缶数	合計数量
令和5年度		6缶		8缶		10缶		10缶	4缶	6缶		7缶	51缶	1020kg
令和6年度	2缶	5缶		8缶	6缶		6缶		11缶				38缶	760kg

長瀬浄水場

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計缶数	合計数量
令和5年度		15缶		11缶		14缶		13缶	6缶	10缶		12缶	81缶	1620kg
令和6年度	6缶	12缶		16缶	10缶		13缶		15缶				72缶	1440kg